

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議
開 催 日 時	平成21年9月26日（土） 10時00分から 12時00分まで
開 催 場 所	蹉跎生涯学習市民センター第5集会室
出 席 者	安藤座長・今西委員・太田委員・二宮委員・田中委員・小原委員
欠 席 者	佐賀枝委員
案 件 名	枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について
提出された資料等の 名 称	資料1 次第・資料2 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議委員配席表・資料3 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議委員名簿・資料4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議設置要綱・資料5 蹉跎保育所の移転及び民営化方針について・資料6 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）・資料7 枚方市立保育所移譲に係る申込書及び提出書類について（関係書類一式）・資料8 枚方市審議会等の会議の公開に関する規程解釈・運用基準・資料9 枚方市情報公開条例
決 定 事 項	枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	2人
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	福祉部子育て支援室

審 議 内 容

事務局：ただいまから、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議」を開会いたします。

本日、この会議の座長が決定されるまで司会をさせていただきます、子育て支援室長の大本でございます。

本日は、お忙しい中、また土曜日にも関わらず、委員の皆様にお集まりいただき、深く感謝申し上げます。

それでは、お手元の次第によりまして、会議を進めてまいります。

まず、福祉部長の木村よりご挨拶申し上げます。

(部長あいさつ)

それでは、本会議の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料4「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議設置要綱」がございますのでご覧ください。

要綱第3条第2項各号に委員構成について規定しております。

まず、第1号の学識経験を有する委員として、京都文教短期大学教授の安藤和彦委員でございます。

第2号の社会福祉法人の経理に関する専門知識を有する委員として、税理士の今西義行委員でございます。

第3号の民間による運営の移行を決定した保育所の保護者を代表する委員として、市立蹠蹠保育所保護者会代表の太田二美委員でございます。

同じく、第3号委員で市立蹠蹠保育所保護者会代表の、二宮ゆう委員でございます。

第4号の枚方市民生委員児童委員協議会を代表する委員として、主任児童委員の田中政子委員でございます。

第5号の枚方市コミュニティ連絡協議会を代表する委員として、枚方市コミュニティ連絡協議会副会長の小原寿三委員でございます。

また、本日は、第1号委員の大谷大学教授の佐賀枝夏文委員は欠席とのご連絡をいただいております。選考会議は、以上の7人の委員で構成されます。

本会議の選考委員の身分でございますが、設置要綱に基づき市長の依頼により選任させていただきます。各委員の皆様のお手元に市長の依頼状を置いておりますので、ご確認ください。本会議の委員は、審議会や附属機関の委員と異なり、地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員にはあたりません。ただし、要綱第7条に定めておりますとおり、委員の皆様には守秘義務がございますので、本会議で知り得た情報については、漏らすことのないようご注意願います。本会議の庶務については、枚方市福祉部子育て支援室で担当いたします。ここまでの説明の中で、何かご質問はありませんか。

続きまして、本日出席をしています職員の紹介をさせていただきます。

福祉部長の木村和子でございます。

子育て支援室総務担当課長の杉浦雅彦でございます。

子育て支援室入所・地域支援担当課長の式田康子でございます。

子育て支援室公立担当課長の延永泰彦でございます。

枚方市立蹉跎保育所所長の池田真弓でございます。

子育て支援室総務担当課長代理の服部孝次でございます。

子育て支援室総務担当係長の平間洋子でございます。

最後に、改めて、司会の私、福祉部次長兼子育て支援室長の大本英治でございます。

続いて、資料の確認をさせていただきます。

次第でございます。

資料2といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議委員配席表でございます。

資料3といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議委員名簿でございます。

資料4といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議設置要綱でございます。

資料5といたしまして、蹉跎保育所の移転及び民営化方針でございます。

資料6といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）でございます。

資料7といたしまして、枚方市立保育所移管に係る申込書及び提出書類について（案）（関係書類一式）でございます。

資料8といたしまして、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程解釈・運用基準でございます。

資料9といたしまして、枚方市情報公開条例。以上でございます。資料の過不足等、ございませんでしょうか。

それでは、次第5の座長の選出に移らせていただきます。今一度、資料4「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議設置要綱」をご覧ください。要綱第5条第1項で本会議に座長を置くこととし、座長が議長となります。座長は、委員の互選により定めることとしております。座長は、どなたにお願いいたしましょうか。

（事務局の考えは）

事務局案とのことですが、各委員の皆様よろしいでしょうか。

それでは、事務局案として「安藤委員」にお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。（委員了承）

では、安藤委員に座長をお願いします。

以後の進行については、要綱第5条第2項に基づき、座長が議長となりますので、安藤座長よろしくをお願いいたします。

座長：座長のご指名をいただきました安藤でございます。

（安藤座長あいさつ）

座長：それでは、審議を進めてまいります。

まず、本会議の設置要綱第5条第3項に、座長に会議の出席に支障が起こった場合を想定し、あらかじめ職務を代理するものを座長が指名することとなっております。

私が会議に出席できない場合の代理として、本日は所要のため欠席しておりますが、佐

賀枝委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

では、認めていただいたようですので、座長の職務代理者は佐賀枝委員にお願いいたします。

それでは、会議を進めていきますが、まず、本会議につきましては公開するのか、非公開とするのか。会議の傍聴は認めるのか、確認したいと思います。

この点について、事務局の説明を求めます。

事務局：本会議の公開、非公開ということについてですが、資料8をご覧くださいと思います。「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」解釈運用規準でございますが、第3条の規定、審議会等の会議につきましては原則公開することとしており但し書きで各号のいずれかに該当する場合は非公開とすることができると想定しております。本選考会議での審議内容でございますが、本日は会議の運営事項と「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項(案)」につきまして委員の皆様にご審議いただきたいと思いますと考えております。本日の審議内容については、事務局としては公開することが適当と考えております。

座長：ただいま、事務局からの説明がありましたが、行政の審議会や協議会などは情報公開制度の趣旨から、公開が望ましいと思います。この選考会議でも審議される内容によっては非公開が妥当の場合がありますが、本日の審議内容は運営法人の募集要項の審議であり、公開が妥当と考えますが、皆様いかがでしょうか。特に、ご異議ないようですので、本会議は公開とします。傍聴者の方がおられましたら入場を許可してください(傍聴者入場)

続きまして、本会議の議事録について事務局から説明を求めます。

事務局：資料8をご覧ください。会議録につきましては、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の第7条で会議録の作成について定めています。審議会等の会議について第2項で会議の名称等を記載して会議の記録を作成すること、第3項で審議会では発言内容等について記録することとされています。先ほど会議の公開・非公開について公開ということで議論していただきましたが、会議録につきましては、会議の公開・非公開にかかわらず作成することとされていますので、この会議につきましても事務局で会議録を作成し、委員の皆様のご確認を頂いた上で、会議録とさせていただきたいと思います。なお、発言者の表記につきましては委員の皆様を活発な議論を、お願いしたく委員の個人名は表記せず、座長、委員、事務局と表記したいと考えております。会議録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様のご確認をいただいた上で、会議録を公開させていただきます。

また、会議録作成にあたりましては、本協議会の内容を録音させていただきたいので、よろしく願いいたします。

座長：ただいま、事務局から説明がありましたとおり、会議録を作成することになりますので、各委員の発言は記録されますが、表記は座長、委員、事務局と表記されることとなりますが、よろしいでしょうか。

事務局：会議録の作成のため、会議の録音を許可していただけますでしょうか。

座長：会議の録音を許可したいと思いますよろしいですか。(委員了承)

座長：会議運営事項の確認はこれで終了します。

座長：それでは、審議に入りたいと思います。最初に本会議の担当事務について押さえておきたいのですが要綱第2条に担当事務について定めがあります。確認のために事務局の説明を求めます。

事務局：資料4枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議設置要綱の第2条をご覧ください。本会議の担当事務といたしまして、運営法人の募集に関すること。運営法人の選考に関すること。運営法人が行うべき保育所の管理運営に関することについて、調査及び審議し、その結果を市長に報告するとなっております。法人を選考するにあたり、募集要項及び選考方法の審議、応募法人によるプレゼンテーションなどを行い、選考の結果、一つの法人を、蹠蹠保育所の移管法人として適当であると市長に対して報告をしていただきます。

また、資料5蹠蹠保育所移転及び民営化方針をご覧ください。裏面に今後のスケジュールを掲載しております。9月に選考委員会を立ち上げ、10月に法人公募を実施。12月に法人決定を目途に本選考会議を進めてまいりたいと考えております。

蹠蹠保育所の移管につきましては、移転を伴うものであり、土地の造成や保育所建物の建設、整備をしなければならず、移管運営開始時期につきましては平成24年4月からとしております。

座長：ただいま、事務局から説明のあったとおり、本会議は市立蹠蹠保育所の民営化に際して、蹠蹠保育所の運営を引き継ぐ法人を選考することが目的です。このことを踏まえた上で、本日の案件に入りたいと思います。

続いて、次第8「蹠蹠保育所の移転及び民営化方針について」事務局から説明、お願いします。

事務局：蹠蹠保育所の移転及び民営化方針について、ご説明いたします。先ほどの法人選考会議設置要綱にもございましたが、民間への移行が決定したものに付き、その運営を行うべき社会福祉法人の選考を行う目的でこの会議を設置しております。本市では、蹠蹠保育所の移転及び民営化方針を策定いたしました。1. 移転及び民営化にかかる方針ということでございます。もともと蹠蹠保育所の移転及び民営化方針につきましては平成19年の3月に決定いたしました。その時点では平成21年4月に民営化園をオープンするという基本方針を打ち出したわけでございますが、移転先である楽寿荘敷地、大阪府が所有のものでございますが、こちらの譲渡に関してあるいは整備のさまざまな課題に関して時間をとってまいりました。部長からの挨拶にもありましたが、楽寿荘敷地に係る色々な進展がそれに沿ってきたということでございますので、さらにその日程を精査いたしまして、平成24年4月1日から民間法人による保育所運営を行うことにより民営化すると決定し、その方針については公表しているものでございます。その目的といたしましては市民が求めるサービスが多様化している中、限られた財源の中でサービスを充実するには、サービス提供のあり方について検証・見直しを行っていく必要があります。これにより節減した経費を財源として、待機児童を解消し、休日保育などの多様な市民ニーズに応えるとともに、地域子育て支援の充実を図ることを目的としております。

次に2の移転及び民営化についての考え方についてでございます。

保育所の移転について、蹠蹠保育所は、昭和44年に建設された、市内公立保育所で一番古い建物であることから平成4年3月に「蹠蹠保育所の移転に関する謁願」が市議会で採択されました。しかし、用地の問題などにより移転は実現しませんでした。一方、近隣の老人福祉センター楽寿荘については、存続を図るために、大阪府から敷地の取得を求められています。

楽寿荘敷地内に老人福祉センターと併設して90人規模の保育所整備が可能なこと、他の保育所との位置関係が適切であること、丘陵地ではありますが駅からの距離が近いこと、緑が多く静かで環境がよいことなどから、保育所の建て替え用地として適地であり、広大な敷地を有効活用し、移転・建替えることとします。

3の保育所の民営化についてでございます。

保育所の民営化については、『就学前児童対策検討委員協議会』から構造改革アクションプラン。また、本年7月に策定された、枚方市保育ビジョンでその位置づけをしているところでございます。また、蹉跎保育所は建替えが必要であり、整備費用の面からも民営化する方が有利であると考えています。

4のその他といたしまして、蹉跎保育所の移転・民営化の推進に当たっては、現蹉跎保育所保護者の声を受け止め、説明責任を果たすとともに、子どもたちのことを第一に考えた対応を検討する方針で進めてまいります。

蹉跎保育所の民営化の方針ですが、従来民営化では2つありまして、ひとつは建物はそのままで運営だけが変わるという民営化もございしますが、この蹉跎保育所については移転をして楽寿荘敷地内に保育所を整備していくこと、保育所の整備に当たっては運営法人に主体となっただく考えでございますので、ソフトの運営の移管だけではなくて、楽寿荘敷地内で保育所を整備することがございます。ですから予定につきましても、平成24年4月まで期間を取った予定としております。

運営法人につきまして、保育所運営実績のある社会福祉社法人の中から公募するということ、これにつきましては、その中身についてこれからご審議いただきます。

運営内容につきましては、ここに書いてある、30人の定員増を行い、90人定員とする。0歳児保育を実施するというものです。

移転及び民営化を円滑に進めるための措置については、転所を希望する場合、転所しやすい仕組みをつくります。移管法人への引き継ぎについては、保護者と十分に話し合いを行い、子どもたちにとって一番良い方法を検討しますということでございます。

その他、この民営化により節減された経費については、引き続き待機児童の解消を図る、以下それぞれの、今、保育や子育て支援に必要なサービスに充当したり、その拡充に充てていくということです。

7番の今後のスケジュールでございますが、平成21年9月法人選考会議設立ということで、本日が第1回目の会議でございます。10月には保育所の運営法人の公募を行って参りたいと考えております。12月には保育所運営法人の選定をいたしまして、保育所造成に伴う準備工事を着工してまいりたい。以下、平成24年4月の保育所開設に向けて、様々なここには書いていない細かな工程や開発行為に係る手続き等を踏まえまして、この日程に沿って着実に進めてまいりたいと考えております。この基本方針に則りまして、この運営法人選考会議設立の趣旨に基づいて、この選考会議につきましては活発なご議論いただきたいと思いますと考えております。説明は以上でございます。

座長：はい、ありがとうございます。今、お手元の資料5に基づきまして、蹉跎保育所の移転及び民営化方針について事務局から説明していただいたわけですがご質問等、ございますか。

次に次第9の審議として、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について」とありますが、このことについて事務局の説明を求めます。

委員：次回からで結構ですので、資料を前もっていただければありがたいです。

事務局：可能な限りそうさせて頂きたいと思います。今回につきましては資料を前もって送付することができませんでした。誠に申し訳ございませんでした。今後できるだけ委員のご希望に添うよう努力致しますのでよろしくお願い致します。

座長：今ご覧きましたように、今日もらって、さあどうでしょうでは、なかなか大変だと思えますが、まずこの移転及び民営化方針について、内容について理解が難しいなど質問がございましたらお尋ね頂けたらと思います。

委員：先日9月18日に保育所で説明会がありましたが、その時に頂いた資料で平成23年8月に保育所整備工事着工という資料を頂きました。今回頂いた資料は7月になっていますが、これは18日以降に変わったのですか。ひと月早くなっていますが。

事務局：特にこれ以降変えていませんので記載間違いです。8月です。

座長：とりあえず、ここにつきましてはお尋ねがなければ次に進ませてもらいたいと思います。次の案件を含めまして、今日一日で決めるのはなかなか難しいと思いますのでそれを含めて持ち帰っていただいて結構ですということです。お読み頂いて次回にもしてお尋ねがあるのでしたらお尋ね頂いたら結構ですので、それでよろしいでしょうか。

それでは次の案件に進ませて頂いてよろしいでしょうか。

事務局：それでは、枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について、ご説明いたします。

お手元の、資料6をご覧ください。この募集要項案につきましては、本市で一番最初に民営化を行いました、宇山保育所民営化の時の募集要項あるいは他市の募集要項を参考といたしまして、先ほど説明させていただきました、蹉跎保育所の移転及び民営化方針の内容あるいはこの間、蹉跎保育所の保護者の方々と話し合いをしてきております。保護者の方からは、色々と法人選考についてもご要望をいただいております。それらの部分を一定踏まえたうえで、本日、案としてお示ししているものでございます。それでは、募集要項案に沿って説明をさせていただきます。

まず、はじめに枚方市立保育所の移管により保育所を設置、運営する社会福祉法人を下記のとおり募集しますと、いうことで、1といたしまして、移管する保育所の名称、所在地等についてでございますが、今回は枚方市立蹉跎保育所（枚方市北中振3丁目20番12号）でございますが、現在定員は60人。こちらの保育所を移管するということです。注意書きで定員について記載しておりますが、移管時において、0歳児クラスを創設して、定員を90人とするとしております。これは先ほどご説明いたしました、蹉跎保育所の移転及び民営化方針に基づいて記載させていただいております。2の移管する時期につきましては、先ほどご説明いたしました、平成24年4月1日となります。3の移管方法ですが、枚方市が指定する場所に運営の移管を受ける法人が、枚方市が定める条件に従い保育所を整備するものとしております。整備する場所といたしましては、枚方市北中振2丁目3番44号 枚方市立老人福祉センター楽寿荘敷地内の指定区域で、約1530㎡程度としております。なお、指定区域につきましては、別紙を参照としておりますが、別紙の指定区域の図面につきまして

は現在作成中でございますので、本日お示しすることはできませんが、次回にはお示しをいたします。4の移管条件でございますが、まず(1)の保育所用地につきましては、楽寿荘敷地内の指定区域約1530㎡を契約により無償で貸し付けること、楽寿荘敷地につきましては将来的に市有地になりますので、市有地に保育所を整備するために法人に無償で貸し付けます。(2)の保育所建物等につきましては、指定区域に、法人が保育所の運営に必要とする施設(建物、遊具、安全柵など)を整備することとしております。(3)の整備に当たりましては、関係法令及び枚方市の開発事業等の手続きに関する条例等を遵守するとともに、別途、枚方市と協議することとしております。(4)の保育所整備に係る費用につきましては、枚方市が国の施設整備交付金等に係る基準に基づき、施設整備費の一部を補助する予定です。(5)の水道、下水道及びその他公共ガス等の引込みにかかる手続き及び費用、また、敷地内工事にかかる手続き及び費用については法人負担とします。(6)の枚方市が行う指定区域の造成について、関係法令及び枚方市開発事業等の手続き等に関する条例に基づく各種申請時に、法人が整備する保育所に係る土地利用図等の添付を要するため、必要となる図書を枚方市に提出するものとします。5の応募資格及び条件につきましては(1)枚方市内において、平成21年10月1日現在、児童福祉法第7条に規定する保育所を引き続き10年以上運営している社会福祉法人であること。(2)保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。(3)法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが運営すること。(4)移管前の保育内容を引き継ぐこと。なお、保育制度の改正や社会状況等の変化により、枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項に内容に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとする。(5)枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。(6)理事長は社会福祉事業に熱意と識見を有すること。(7)施設長は健全な心身を持ち、児童福祉事業に熱意のある者であり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置すること。(8)の保育所運営について1保育所設置申請手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とする。2施設は原則として保育所運営以外に使用しないこと。3保育所運営については、児童福祉施設最低基準及び関係法令、通知等を遵守すること。(9)の保育内容等についてでございますが、1保育内容については、保育所保育指針を最低基準とし、保育課程、指導計画を策定し、実施すること。2定員は90人とすること、また、0歳児保育についても実施すること。3開所時間は午前7時から午後7時までの現行の保育時間を維持することとし、ニーズがあれば午後7時を越える延長保育の実施を検討すること。4保育所休所日は日曜日、祝日、年末年始とすること。5障害児保育を実施すること。6食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと。7健康診断については、内科検診、ぎょう虫検査及び尿検査を年2回、歯科検診を年1回実施すること。8独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。9既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすること。ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。10休日保育など保護者の多様な就労形態への対応や在宅子育て支援事業の実施について、地域需要を踏まえて検討すること。11楽寿荘利用者を含む地域との交流事業について企画すること。12民営化後、概ね1年以内に福祉サービス第三者評価を受け、保育の質の向上を図ること。(10)の職員についてでございます。1保育士の配置については、国基準を遵守

するほか、1歳児は児童5：保育士1の配置基準とすること。2保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮すること。3看護師を配置すること。4蹉跎保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用について検討すること。5大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要項に基づき、公正採用選考人権啓発推進員の設置を図ること。(11)の引継ぎについてでございます。移管前1年前から、施設長予定者等は、随時、蹉跎保育所を訪問し、保育内容等の確認を実施することとし、引き継ぎのために保育（以下、「共同保育」と表現いたします。の実施計画作成の協議に協力すること。また、平成24年1月から3月の3か月間を「共同保育」を実施し、移管先法人は必要な保育士を配置すること。また、「共同保育」に参加した保育士は移管後、必ず各クラスに配置すること。2看護師、調理員等についても、「共同保育」期間中に随時職員を派遣し引継ぎを受けること。3移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問するときは、協力すること。4保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各1年間設置し、必要に応じて懇談を行うこと。5枚方市と合同で保護者説明会を、法人決定後、速やかに開催するとともに必要に応じて随時行うこと。6共同保育期間中に枚方市の保育士とともにクラス担任予定者等は、保護者との個人懇談を行うこと。なお、注意書きといたしまして、共同保育期間中に關する費用については枚方市が必要と認めた額の範囲内で負担するものとするとしております。(12)のその他についてですが、1保育所名については、「蹉跎」の名称を残すこと。また、クラス名についても現在、使用しているクラス名を残すこと。2枚方市と締結する各種契約事項等については、信義誠実の原則に基づいて履行すること。3園の運営にあたっては、保護者に対して誠意を持って対応すること。4蹉跎保育所の保護者が、現に法人が運営している保育所の見学を希望した場合、可能な限り協力すること。

次に6これ以降は応募の手続きに入っていきます。6の申込書類の配付日時等につきましては、募集要項決定後に具体的に決定しますので、日時等についてはblankとしております。申し込み書類の配付につきましては、子育て支援室で行う予定としております。7の申込受付及び場所につきましても、募集要項が決定した時点で決定しますので、現時点では日時は決定していませんが、受付につきましては子育て支援室で行う予定をしております。8の提出書類ですが、これにつきましてはホームページに掲載し、ダウンロードできるよう考えております。法人募集に当たりましては、9説明会及び保育所整備場所の見学につきましては説明会の開催を予定しております。今回の蹉跎保育所の移管につきましては法人が保育所を整備することとなっておりますので、保育所の整備場所についても法人に見ていただく必要がありますので整備予定地の見学会も予定しております。これは楽寿荘敷地の指定区域内ということで、これについても日時を決定していくということになります。募集に当たりましては、公募予定者等から色々と質問もあるかと思しますので、それについては質問書を提出していただいて、それに対して市が回答することとしておりますが、回答につきましては市のホームページ上で、どのような質問があって、どんな回答を市がしたか公開する予定をしております。11の選考及び決定等ですが、これは直接選考に関わってくる話でございますが、(1)として、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議において審査、選考されます。この会議で審査選考していただく形となります。(2)として、選考にあたりましては、提出された書類の審査及び理事長等によるプレゼンテーションを実施いたします。プレ

ゼンテーション実施にあたりましては選考会議で配付する資料を提出していただきますが、例えばプレゼンテーション用資料としてパワーポイントを使用していただく場合は、それについても差し支えないということでこちらに記載しております。(3)の選考結果については書面で通知しますとしております。(4)の応募に関し必要な費用は法人の負担とします。(5)の状況により追加書類を提出していただくことがあります。今後の選考の中で資料を求めることがあれば、追加で求めていくこととなります。(6)の提出された書類についてはお返しをしません。(7)の提出された書類は枚方市情報公開条例の規定により、公開請求があった場合は公開することがあります。これらの募集についての問い合わせ先は枚方市福祉部子育て支援室で対応いたします。

次に枚方市立保育所移管に係る申込書及び提出書類についてですが、資料7になります。この要項に基づきまして応募される法人から書類の提出を求めることになるわけですが、その求める書類の内容と様式について資料7でお示しをしております。応募法人から提出を求める書類といたしましては1から14までということで、1保育所運営申込書。これは様式1となっております。2といたしまして、応募にいたる動機・目的ですが、様式2としております。3といたしまして、保育所事業計画書。これは様式3で保育所事業計画書ということで、色々な項目について記載をしていただくこととしております。この中身につきましてはナンバー1で保育所の運営について、保育目標及び保育内容について、保護者への対応、園行事への取り組みや、ナンバー2では、園の運営管理、児童の安全及び健康管理、給食の献立、食物アレルギー児に対する対応、ナンバー3では、市民福祉に向けての取り組みについて、情報提供や育児相談への取り組み、子育て家庭への支援及び地域活動への取り組み、楽寿荘利用者との交流及び地域との連携について、職員研修及び研究活動について、ナンバー4では特別保育事業等について、低年齢児保育について、保育時間、延長保育について、障害児保育について、その他の特別保育事業についてという形で移管を受ける法人が隣接保育所の保育を引き継いで、こういった保育内容やあるいはそれぞれの項目についての取り組みをするかということを書いていただく形としております。次に4番目の保育所整備計画書ですが、こちらは様式4になります。保育所整備計画書については、計画の内容について記載の部分とあわせて一番上に書いておりますが、別紙で図面についても提出していただくこととしております。5番目の資金計画書ですが、これは様式5になります。今回、保育所整備ということも関わってきますので、整備に係る資金も負担する必要がありますので、資金の調達方法などについて、記載していただくこととしております。6の職員採用計画書ですが、これは様式6になります。職員採用に当たっての法人の計画や考え方について記載することとしております。7の法人理事長及び施設長予定者の履歴書、様式7ですが、これは法人理事長と施設長予定者の履歴書をそれぞれの様式で提出をしていただきます。様式8の財産目録、これは法人の財産目録を提出していただきます。以上が様式として定めているものでございますが、それ以外の提出書類といたしまして9の法人の本部会計貸借対照表。10の法人の施設会計貸借対照表。11の本部会計収支計算書予算書と決算書。12の施設会計収支計算書予算書と決算書。13の法人調書。これは大阪府に提出したものです。それと14の保育所調書を提出書類としています。それ以外に添付書類といたしまして①の法人定款の写し。②の現在、応募している法人が運営している保育所の配置図、立面図、平面図。③の応募法

人が現在、運営している保育目標、保育内容がわかるもの。パンフレット等でも差し支えないとしております。以上の書類を提出していただくこととしております。その他については、様式が必要な場合はダウンロードできます。提出していただく予算書につきましては平成19年度から21年度までの3カ年分を、決算書につきましては平成18年から20年度分の3か年度分の写しを提出していただきます。また、公募という形でおこないますので、応募された法人名は公表されます。下の部分は提出期間及び場所についての記載で、今説明しましたのが、資料3の提出書類についてで、募集要項についての説明は以上です。

座長：今、資料6「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について」、申込書及び提出書類について、ご説明がありましたが、何か、お尋ねのある方はおられますか。

委員：（8）保育所運営についてですが、「施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこと」とありますが、例外とはどういうことをお考えでしょうか。

事務局：保育所運営以外の例外はほとんどありえないと思いますが、楽寿荘の敷地内にあるということから、基本方針でも楽寿荘の利用者の方との交流の事業であるとか、必要な場合にお貸しすることになるかも知れませんが、基本的にはないと考えております。出てきた時にこれは例外として考えざるを得ないと納得できる場合にそれを許可していくということですので、あらかじめこれがそれに相当するというのは、今ご質問がありましたので、抽象的な形でお答えさせて頂きましたが、これだというのは特に考えておりません。

委員：例外を認めるためにここに入れとくってということでよろしいですか。

事務局：そうですね。今我々で検討している中で、こういう形でこの保育所を例外的に使わせようということについてはこれだという項目はありません。位置づけの問題もあると思います。交流事業についても保育所の事業だと位置づければ保育所運営になりますし、それについては一切の細かな運営の形の問題になって法人なり保護者なり、場合によっては市が入ってご相談することになると思っております。

座長：よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

委員：楽寿荘全体の敷地面積はどのぐらいですか。

事務局：楽寿荘全体につきましては約3,000㎡です。

委員：それから資料7の件ですが、こういった書類は、これは我々は全部見れるのでしょうか。

事務局：選考会議の席でご覧頂くことになると思います。ただ、あくまでもこれは案でございまして、選考会議の特にこの部分につきましてはこれから変わっていく可能性が十分ございますので、皆様のご意見もありますし、いろんな部署との協議の中で変更されることもあります。

法人の分については集計もありますので事前にお配りするのは無理だと思います。当日見て頂いてその中で審議をして頂いて、またこの分については置いて帰って頂くという形になります。今日の分は事前に配らせて頂かなくてははいけないのですが、その辺は書類を分けさせて頂くことになると思います。

座長：一般的ルールとして触れて頂きましたけれども、選考をするには具体的になってきますので、提出書類等ありますけど、本当を言うとこの仕事が大変です。提出された書類を1つ1つ読んでいかななくてはならない。事業者の数がいくつになるかわかりませんので、例えば10か所の法人が応募されたら、これを皆さんに目を通して頂くということになりますので仕

事としてはこの後の方が大変だという心づもりをして頂いた方がいいと思いますし、今、説明がありましたように持ち帰りではないので、精査して頂いて、そこで目を通すという作業が出てきますので、それについてもお考えを頂いたらと思います。

他にございませんでしょうか。

委員：運営法人の選考ということですが、関係ないかもしれませんが、ここまでの経緯というのは、地元の保育所の方と新たに作るということで軌轢があつたと思うのですが、その辺の詳細をお聞かせ頂けますか。軌轢というか、すんなりやって下さいという話だったのか。

事務局：軌轢ということではないかとは思いますが、蹉陀保育所に関して言えば先ほど基本方針の中でございましたが、ざっとしたことしか申し上げられませんが、非常に老朽化しているということで、保護者からも議会からも建て替えという要求・要望が出ております。それについて実際に候補地も挙げて検討していたのですが、結局のところいずれも駄目ということで断念せざるを得なかったという経過がございます。その中で現地建て替えということもご要望なりご意見もあつたのですが、それについては今の敷地の中では難しいということの中で、大阪府立老人福祉センターであつた楽寿荘が、府は運営をやめて売却するというか手放すという話がありましたので、センターの存続ということも絡んでまいりました。その中で、ずっと懸案でありました蹉陀保育所の建て替えということについて考えていきますとそちらに移転をすること、建て替えにあたりましては特定財源確保・運営の点から考えまして民営化をするということが有意義であつて、その節減した財源によってサービスを充実していく。この間特に最初の平成19年3月の基本方針決定にあたりましては、懇談会を設置してご議論頂いたり、保護者会の方との意見交換もさせて頂いて、いろんなご意見がある中で様々な予測をさせて頂いて、先ほどご説明致しました基本方針の元になるもの、ほとんど日付とかスケジュールとかが変わっていますが、それを変更させて頂いて決定したのですが、用地の取得について進まない部分、考えていた以上に手間取った部分があります。それについて移転の展開が間違いないという考えのもとで、24年の4月1日に開所していこうということでもあります。この間、いろんな所で賛成・反対の議論がございます。議会などでも議論がございます。その中で主として先ほどご説明しました基本方針を決定し、今それに沿って進めている。ただし、今選考会議にも入って頂いておりますように、可能な限り関係者のご意見を伺って反映できるところは反映させて頂きたいという考えで今いろいろな部分で動いているところでございます。

委員：住民の方々はそれに関して皆さん方のだいたいのご意見は揃ったんですね。何かあるんですか。今これとは関係ないかもしれませんが。

事務局：委員会そのもので言いますと、基本的な選考にあたりましての条件でありますとか、どこが適しているということを選定して頂くということがあくまでも目的でございますので、住民の方との説明・合意を図るとかそういうことにつきまして行政が責任をもって担当していくということでございます。ここはあくまで募集の要項でありますとか、中身についてのご議論あるいは出してこられたものについてご検討頂くという場であると考えております。

事務局：地域住民の方に対するお話につきましても、今後準備的な作業とかそういったことを進める中で順次お話しなりご説明なりはさせて頂くということになっていこうかと思いま

す。また、運営法人から出てきた提案内容によって説明の中身が変わるということもございますので、それも含めて説明をさせて頂く。その点については完全に楽寿荘周辺の方々にすべてに周知がいつている状態ではございません。

委員：例えば地域の会合に顔を出しているものでございますから、そういう時に話をしているものかと思い、そういう質問をさせて頂いたのですが、選考会議については運営法人を決めるということですね。

委員：募集要項の応募資格では、枚方市内で保育所 10 年以上の運営実績のある社会福祉法人となっていますが、対象の数としてどの程度あるのですか。

事務局：枚方市内の民間保育所につきましては現在 38 の保育所がありますけれども、1 つの法人が複数の保育所を運営しているケースもありますので、法人の数といたしましては 29 法人がございいます。

座長：他にございませんでしょうか。質問ですが、提出書類のことで、もともと事業者が納得して提出するから、それでいいのではないかなと言ってしまえばそれまでですが、その他のところで公募のため応募された社会福祉法人名は公表されますとありますが、これ逆に言えば駄目だったですということをいうわけですね。エントリーされた中で 1 者、選ばれますね、他の方は駄目だったということを公表するわけですね。そういう意味ですね。そうなりますよね。別に悪いわけではないですが、相対的にこういうふうに選ばれたということですね。だけど、いざここだけの話ですねという受け止め方をされないかと。ダメなんですよということにならないか危惧します。事業者がそのつもりでされているのだったらいいという答え方もあるわけですが。そう取れませんか。

事務局：要項の中にも枚方市の情報公開条例によって認められた場合は、法人の情報について公開されるということがございますので、今応募した法人名について、例えば理事長の履歴書とか、その辺は非常に微妙なところがあると思いますが、法人名そのものを公開しないということは枚方市の情報公開条例の中では少し考えにくいと思います。それだったら初めからお断りさせて頂いた方がいいのではないかとということで、このようにさせて頂いているところでは。

座長：出た場合に法人が今心配したような思いに、周りの人が思わないかなと危惧しただけで、公開条例含めて事業者の了解をとっているからいいです。その辺が一つあるんです。

委員：入札がありますね。今、取られたとこ以外に 2 番目以降の公開ありますか。

事務局：入札は金額だけでいきますので、全て出ています。

事務局：例えば、指定管理者の選定につきましても金額と提案の中身、名前も議会に公開する文書に掲載されております。ただ、それによって企業があるいは法人が駄目だという烙印を押されてどこから倒産したという話は全く聞いたことがないので、それについてはまず心配ないと思います。ここで決めてもらうことですので議論してもらったら結構ですが。

事務局：点数を発表するのは難しいと思います。1 番があれば 2 番がある訳です。悪いのではなくて、選ばれなかったという。これを市民の方に法人名は出せませんというのは情報公開の中では難しいと判断していますので、あらかじめそれを了解してもらってやる。これを書いてなくて突然出したとなると、これ出せませんので、そういう意味で事前にこういうことを入れさせて頂くということなのです。行政側はそういう感覚なのですが、委員の皆さんが

どういふご意見をお持ちなのかは、聞いておく必要があると思います。

委員：提案という意味で、さっき言わせていただいた。

委員：落ちたところに通っていた保護者ならショックかなと思います。

事務局：そういう感覚もありますね。

座長：法人名と園名でわかりますよね。民間で看板背負っておられますので。

事務局：それでは宿題とさせて頂いて、行政の中で他の所を出していたらここだけというもの何ですから、再度調査をさせていただきます。

座長：おそらくここでは相対的な問題として出てくるのですが、絶対的な評価みたいな形で出してもらえると、今おっしゃったように、ここの園はあかんのかなとすぐにつながることはないと思うのです。

委員：でも仕方がないことじゃないかと。いろいろな関係があるんです。蹉跎保育所の移管園を決定することに対して、他の園と比べているのではなくて、ふさわしい園はどこであるかということもその中に入っていますし、いろんな条件、関係が絡まって、教育方針だけがいい、悪いで決まっているのではなくて、ふさわしい園はどこかで決まるということ。

座長：その説明はついてまわらないんです。法人名だけが独り歩きますので、それは検討して頂くということで。ご検討頂ければ。また、この中でご議論頂いて、最後の評価を出す時に法人の名前だけ出すのか、それとも少しコメントを頂いてここはこういう所が優れていたとか、他もここが良かったけれどもここに決まったみたいな出し方もあるので、その辺のところを最後にどういう評価を出すかということも考えていったらどうかと思います。

事務局：座長が仰ったことを参考に検討させていただきます。

座長：他にございませんでしょうか。

委員：(11)の引き継ぎについてなのですが、移管前1年前から、行事に参加しながらとあって、1月から3月の3か月間の共同保育を実施しと記載されているのですが、3か月では少し短いような気がします。うちの娘は2才で保育所に入って1年ぐらいでやっと慣れてきたかなという感じだったんです。3か月で4月から新しい建物の全く新しい保育所に通うようになって、3か月は意味がないかなという気がして。先生の名前を覚えたりするのも小さな子どもでは1年くらいは必要になってくると思います。あまりにも短すぎるような、親の立場では不安です。

座長：1つは期間の問題でしたけれども、むしろ引き継ぎの中身が問題なんですね。例えば蹉跎の先生が全部おられて、事業者の先生が全員来られたら、倍の先生がその保育所におられるという事態も生じてくるわけですね。期間的には3か月という話ですが、その中身の問題と合わせて考えないと。例えば引き継ぎをどういう形でするのか、主任さんだけが来られるのか、全員が来られるのか、20人も30人もいたら子どもも大変ですものね。保育士さんもね。そういうことも合わせてここで検討していくことも必要かなと。要は引き継ぎのやり方の問題となりますので、それも一緒に検討して頂けたらと思います。

事務局：このところについても当然議論になるだろうと考えております。保護者会等の話し合いの中でも議論になってきたところでございます。共同保育の期間については専門の保育職をかかえております他の方のご意見を聞く中では、長ければ良いというものでもないとも聞いております。宇山保育所の場合は3か月でやりました。ただ、例えばその密度の問題、ど

こまでの人が来るのかという問題、この辺は具体的にやるにあたって法人と市と保護者の間で移管前に考えてやっていかないといけない。ただ、参加する場合につきまして基本的な考えとしては、共同保育については担任の保育士を含めて参加をして頂く。その前の計画を作るとかについては、幹部の方あるいはリーダーの方に来て頂いていろんな観点で引き継ぎを現保育所の職員なり我々とさせて頂くというふうに考えて、両方合わせて、1年間全体の中で実際に子供と接した共同保育というのは3か月だけれども、様々な行事やこういうことがあるのだという引き継ぎは1年かけてやっていく。その最後の所で共同保育をやっていくというのがこの1つの考え方です。それは先にご議論頂いて最終まとめていきたいと。ただ、共同保育につきましては、お金もかかることですので、その点については絶対これだということではないのですが、何回でもできるということでもないと思っています。

座長：他に何かございませんか。

座長：出してもらう書類の中でそれぞれ民間の保育所は府の監査を受けられるんですね。寄付金の監査結果あるいは文書指導を受けた、そういったものがあるのかどうか。その園から出してもらう書類の中で文書指導があつてそれについてどういう返答をしたのか。というのは見学に行ったとしても我々一般的に素人の場合短時間で行ってあれこれ言うことができないわけです。だから、行政監査があつたものでチェックされたものについてどういうことがあつたのか、我々がチェックされたからどうかではなくて、それについてどう対応する姿勢をそれぞれの保育所が持っておられるのか、チェックだけでは事業体ですのでたくさんあると思うんです。それについてどう対応されるのかということを知ることが法人の今後のあり方もある程度わかるのではないかと思いますので、もし出して頂く、法人自身がお持ちのものですから、どうですか、そのあたりは。あんまりこういう出し方をしている所は少ないんですよ。ただ、我々が判断する材料の中の1つとして、そういうものがあつてもいいのではないかな。それがこの調査のひとつになるものです。

事務局：今のお話ですが、実は宇山保育所民営化の時に、当初の提出書類の中には入れてなかったのですが、後から追加書類という形でまさしく今仰った大阪府からの指導監査を受けた府からの文書の提出、それに対して回答した文書の写しを出して頂いたということがありました。

座長：それは追加書類という形で、今回は追加書類で出して頂くのか、最初から出していただくのか。

事務局：そういうご意見でしたら、初めから、まだこれは案ですので、この中に入れ込んで求めるという方法はあると思います。

座長：それも入れて頂くことでよろしいでしょうか。

事務局：大阪府の監査につきましては、概ね3年に1回位でまわってきますので、期間的には大体3年位の期間の間で監査が来た場合に文章を出していれば、提出してもらうという形にはさせて頂きたいと思います。ただ、法人によっては大きな法人の場合は毎年来るというケースもありますので、法人によって多少書類の分量が違う可能性がありますが、少なくとも1回分位は出して頂けるような形にさせて頂きたいと思います。

座長：近々の監査書類も出して頂くということと、我々の視点もひとつどこが悪いという話ではなくて、あくまでどう対応したのかという姿勢というものを見せていただくということで。

他にございませんでしょうか。

委員：保護者の横の連絡というものが無いのでしょうか。各保育所の。

委員：公立の保育所の連合会というものがあります。

委員：そういう中の保護者の評価、風評を選考に当たって、代表的な問題でなく、風評の問題もそういうつながりがあれば聞ける。

委員：民間保育所のことはわからない。

事務局：守秘義務もありますし、その法人のことを聞かれても、少し難しい部分もあります。できるだけ審査して頂くような書類はここで整えて、パンフレットやできたらプレゼンの時にパワーポイントも使って頂けたらと思っているのですが、かなりの書類を出して頂きますので、その中で審査して頂けたらと思っております。

委員：保育内容等についての4・保育所休所日は日曜日、祝日、年末年始（12月30日から1月4日）とありますが、これは今の公立保育所の年末年始の休日で、個人的な要望ですが、31日から3日ということにすることはできないですか。それは難しいのであれば年始は3日までとすることはできないのか。

事務局：公立保育所は全くこの通りで年末年始休所しているわけですが、実は市内の民間保育所も全て公立にほぼ合わせた形で休所をしていますので、実際これよりも長く、31日までやっているとか、3日から始めているとかという所は今現在枚方では無いという状況です。公立がこういう形を取っているということから言うと、今の話は難しいと思います。

座長：5番目の検討民営化方針の中で、現行の保育所の基本的なことを引き継ぐとなっているわけですから、今、お話になられたことは、原則そこでいって最大5年10年経ち日曜保育もやるとかいろいろな状況が出てきた中で、その中で対応していくということで、今回の事業者選択については足並みを揃えて考えると、1つ1つ細かいことが出てくると私は31日までがいいとか、私は正月2日とかいろいろと出てくるので、そこはそこまでしぼってしまうと大変ではないか。それは三者懇談会等で話されるか、その先で話されるか、まず原則今の姿を維持していくという中で検討した方がいいと思う。皆さんの意見全部聞きまわって結局365日全部しなければならぬ、コンビニみたいに深夜からずっとやるという話になりますので、今回この会議として進めていく時に、原則でもって話を進めていくのがよいのではと思います。

事務局：同じ10番の所で、休日保育など保護者の多様な就労形態への対応や在宅子育て支援の実施について、需要を踏まえて検討することと書いているので、提案の中で仮に上げてきて頂けるような法人があれば、ポイントが高くなるのかと。そこで選考の尺度の1つとして考えてもらってもいいと思うのですが。職員体制のこともあると思うので、なかなかここまで書いてきて頂けるのかというのはあるんですが、今まで保護者の方々とも話し合いの中であったので、これも含めて、市の施策としても休日保育もやっていきたいと思っておりますので、できたら法人がこういうことを提案して頂けたらという思いはあります。

座長：そのような検討プラスアルファについて、そういう中で検討して頂いたらと思います。他にございませんでしょうか。

委員：蹉跎保育所では今現在一時保育は、やっていないのですが、一時保育をやっていただきたいという場合、その三者懇談の時に話し合っていくことなんでしょうか。

事務局：まず10番、さきほどもありますけれども、子育て支援事業も一時保育もその一環ですので、まずはそういう提案を応募書類の中でして頂ければ、それをやって頂く方法で、いろんな環境整備はありますけど、考えているということですね。今ちょうど新子ども育成計画というのを審議しているのですが、その中で一時保育の実施園についてどうしようかという中で議論している。最終的にはこうして行こうということになればこうして行くということになる。ですから一時保育について基本的にはそういう形で提案をして頂ければその方向について積極性があるのだなという判断はできると思いますが、その点について即実現できるかどうか、公立の選択している部分との兼ね合いもございまして、全体の地域バランスもございまして、それも合わせて検討していくということになると思いますが、やはりそういう地域子育て支援事業について積極的であるというのは、ある提案がされてくるという点については、我々としては望ましいことです。あまり価値判断を言えませんが、そういったことについては積極的なところが望まれるところです。そういう観点も含めてご議論頂ければと思います。

座長：ここで決めることと、三者懇談会で決めることをごっちゃにしてしまうと大変です。今の保護者がおられますね。5年10年先も保護者がおられますね。ここで決めたらその方々の手足を縛る可能性が高いですね。だから、ここに載せる場合は考えてみて、この辺は原則的にこれでいいかという話と、具体的にはこうしていこうという話を分けていくことも必要かと。かといってここで抽象的なことばかり書けませんから、場合によっては将来においてニーズが変わってくれば要項も変わってくる。一時保育や日曜を含めた休日保育もここにはその可能性を含めて書いておく。

委員：可能性を残したいのであれば、休日保育・一時保育など保護者の多様な就労形態について対応することと、申込の要項に書いていただければと思いますが。一時保育も一筆入れて頂ければ検討することになると思いますので。

座長：ここに休日保育などと書いて、保護者のニーズに応じてという枠に全部含まれていると思うんですね。

委員：理解してくださったらいいですけど。

座長：そういう理解でいいですよ。ずっと、列挙するということじゃなくて、かかっているのは就労形態の多様化、そういうところにかかっているのであって。他のことが将来において出てくる可能性も出てきますが、追々でご検討下さいという意味ですので。

事務局：市内の10年間やっている法人に募集をかけますので、基本的には今枚方市でやっているプラスアルファの保育というのはご存じのことと思いますので、その中でいろんなことを提案してもらうことも踏まえて、今仰ったような形と思っています。保育ビジョンでも一時保育を増やすという方針があるので。法律が変わりまして、第二種社会福祉事業になって、一時預かりということになっています。就労形態の多様化については特定保育という部分で、これは細かい話ですが、地域子育て支援事業の実施については一時預かりということで、これは例えば保育要件に達していない方がお預けになることも可能な話です。特定保育というのは例えば週2日とか3日とかパート就労されている方が、その就労形態に合わせて保育、いわゆる一般の入所とは別に保育をして頂くということが募集の形態で、どちらかという在宅子育て支援事業の部分が一時預かりの方です。今部長が申し上げましたように、それに

ついて保育ビジョンというもので拡充をしていくとうたっておりますので、その辺についても市内の法人でしたら十分できると、応募されるかは別にして、その点は十分にご理解を頂いていると考えております。

座長：提出書類に書き込まれてくることが多々ありますので、うちはこういう事業をやっていますとか書いてこられる。

事務局：基本的には保育をして頂くということでハードルを下げておかないと、一時預かりをする部屋が要るので、法人の財政負担も伴う部分もありますので、どの程度応募して頂けるところが財力も含めて保育サービスのプラスアルファをして頂けるのかということも自由に書いて頂くようにしておかないと、それは上げると一時保育をしないと無理となると財政負担のこともありますので、より良い法人を選ぶためにハードルを下げたおいて、この中で何を求めてやりましょうかということになると思います。少し余裕持っておいたほうがいいかと。

座長：他にございませんでしょうか。

委員：宇山保育所の応募法人はどのくらいでしたか。

事務局：宇山保育所の場合は6法人から応募がありました。

委員：移管条件、経済的条件もあると思うのですが、土地は無償で、建物など施設に関しては法人もちだと思えますが。

事務局：今回は土地の造成まで市が行いまして、その上に建てるのは法人が行うということで、これに対してはころころ制度が変わっているのは国からの補助金のせいでもあるんです。それについて例えば基準があって、2分の1を国が負担する、4分の1を市が負担するとか、そういう補助金は当然申請して頂いたら。

事務局：宇山保育所は今ある所の建物をそのまま使って頂いて、土地は同じ条件ですが、枚方市の土地を貸していますが、そこが違うんですね。今度は全く違う所に移って頂いて建てるということがありますので、宇山の時は定員増しましたので、増築部分については枚方市が増築をさせて頂いて、建物については譲渡したという形です。今回は宇山とは違う方法ですね。

委員：土地は使用貸借されている。上物は譲渡されている。

事務局：宇山はそうです。使用貸借と無償譲渡です。

委員：財政的負担は今回の方が大きくなるということ。

事務局：そうですね。国の補助が基本額の2分の1あって、4分の1を枚方市が出して、事業者は4分の1というのがありますので、あくまで標準額なので、少し法人は多めに出されるかと思うのですが。そういう財政負担ですね。

座長：他にございませんでしょうか。

ないようでしたら、時間がまいりましたので。この資料6・7について次回も検討を続けた方がよろしいでしょうか。それとも今回これでいいということでしたら、これで決定することもあります。次回も続けさせて頂きませんか。

委員：いいと思います。

事務局：これをここで、これでいいのではないですかということになったら、次は法人の募集の方をやっていくという形になります。あとは出してもらったことに関してまた集まって頂

いて審査して頂きます。できたら募集については10月中にしたいと思っておりますので、書いて頂く時間もありますので、早くできればと思っております。

座長：これでいいんだということであれば、そこで法人選考に入るわけですね。

事務局：あとは日付の分だけはこちらの方に入れさせて頂いたら。

座長：最初にご意見がありましたように、急に渡されてもという話もありましたから、次回もう1回この件について検討した方がいいという場合にはもう1回行いたいと思いますし、今日で出尽くしたのでこれでいいということでしたら、ここで皆さんのまとめをしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員：前に保護者会と市役所との話し合いの中でこちらの方から伝えた要件については要項の中に含まれていると思うので、私としてはこれでいいのではないかと思います。さっきもお話しもらったように細かい所などは三者懇談会とか法人決定してから話し合いをしていけばいいと思います。

座長：よろしいですか。他のメンバーもこれでよろしいでしょうか。

それでは、民営化方針ならびに運営法人募集要項とそれからもう1つ申込書及び提出書類については、ここに今出ました意見等をふまえて些細な表現等の修正があれば直しておいて頂くということと、ここに出ました意見を検討事項も含めて、こういう形でというのを示してもらえますか。

事務局：今日これで概ねいいのではないかとということですが、これを持ち帰って、これで決裁等取ることになりますが、大きく変わることはないと思います。もし変わる所があればまたお知らせをさせて頂かないといけないと思います。追加資料に委員長が仰って頂いた分を入れたりとか、日付を入れた分について公募するまでに送らせて頂いて、いつこれを公募しますよということもその時に書きますので、それまでは持っておいて頂いて確認して頂くということでどうでしょうか。

座長：事務局からお話ありましたように、皆さんも納得して頂いて、これにしましょうということで。ですから、皆さんにお話し、意見を聞き最終的に確かめさせてもらいましたので。

事務局：追加がもしあればですが、かなり大幅に変わるのであればまた集まってもらわないといけないこととなりますので、基本的にはここでの方がいいと思うのですが。表現とかお気づきの点があれば是非言って頂ければと思います。

座長：皆さんでまた意見があれば言って頂いていいですか。

事務局：そうですね。それで委員長と相談させて頂くということでいいですかね。

座長：それぞれ委員さんに来て頂いて目を通して頂いて異論がなければ確認という形を取らせて頂きたいと思います。今日もご意見をいろいろ頂戴致したわけですが、審議の方はこれで終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。最後に事務局の方から何かあれば。

事務局：今日の運営会議の中でほぼ募集要項が固まりましたので、当初はもう1回ぐらい審議を考えていましたが、あとは確認で決定していくというお話になりましたので、その次は運営法人の公募ということに入っていきます。これにつきましては10月中旬以降で公募ということになりますけど、状況をふまえて会議日程を調整させて頂きたいと思いますので、またその辺は再度連絡いたします。

委員：いつ頃なんですか。

事務局：11月頃を考えていますが、この日程とかを決めて最終締切日が決まりますので、そのこともふまえてまたご連絡をさせて頂くということでもいいですか。この中の締切日があって、応募の数にもよりますが、応募書類を事務局で整理をさせて頂いてから、いきなり見て頂くことになる、これはしんどいと思いますので、その時間を頂いて早急に集まって頂くような形になるのかなと。

座長：そうしますと、次回募集されて応募があって、締切があって、その応募書類がもうここで揃うという段階ですね。

事務局：そうですね。

座長：そうですね。だから次は選考委員会になるのですよね、ということは。

募集要項は固まって今後募集もしていくのですが、その後選考に入っていく時に、どういう評価するのか、選考の基準を決めていかないといけないので、それについては次回のテーマとして開催させて頂かないといけないということになります。それとは別に募集はしながらその間にすることができますので、予定とすれば10月の末か、11月の初めぐらいに開催させて頂きたいと思います。

事務局：それまでに評価基準（案）を作ったりいたします。

日程については具体的にこの日というのが決まっておきませんので、あらかじめお知らせしたいと思います。

座長：いったんここで終わって、選考の募集要項については終わります。

それでは今日の会議はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。